

高等学校で使用するタブレットの購入費を助成します！

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校からタブレットの支給や貸与を受けず、家庭でタブレットを用意する保護者 ○町内に住所があり、令和8年度に高等学校へ入学した生徒の保護者 ○交付対象者と同一世帯の者が過年度分の町税を滞納していない者 ○生活保護を受給していない者
助成対象 交付額	<ul style="list-style-type: none"> ○交付上限額 30,000円／生徒1人（100円未満切り捨て） ○タブレット本体代金に対する助成です。 ○生徒1人あたり1回限りの助成です。 ○他市町や他の制度から助成金が交付されている場合は、その額を除いた残額を助成金の額とします。
申請方法	<p>●紙で申請する場合● 下記の書類を揃えて、教育委員会へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①タブレットを購入したことを証明する書類 学校からの案内文書や、領収書、購入内訳がわかる納品書等をご用意ください。 ②在学証明書または学生証の写し ③振込先金融機関の預金通帳の写し ④他の制度から補助金等が支給されている場合は、金額がわかるもの ⑤申請書兼請求書（教育委員会で記入してください） <p>●ウェブで申請する場合● ウェブで申請後、下記の書類を教育委員会へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①タブレットを購入したことを証明する書類 学校からの案内文書や、領収書、購入内訳がわかる納品書等をご用意ください。 ②在学証明書または学生証の写し ③他の制度から補助金等が支給されている場合は、金額がわかるもの 申請先URL：https://www.harp.lg.jp/gXqj2e89 右のQRコードを読み取るか、上記URLにアクセスして申請してください。
お問い合わせ	<p>教育委員会学務係 電話：0125-68-2166／FAX：0125-68-2976</p>



特別児童扶養手当制度についてのお知らせ

精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を養育する父母等に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

障がいの程度により1級・2級に区分され、原則として毎年4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）に手当が支給されます。

※受給資格者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当の支給が停止されます。

【支給月額】～月額が変更になりました～

	令和7年度（月額）	令和8年度（月額）
1級	56,800円	58,450円
2級	37,830円	38,930円

お問い合わせ 住民課住民係 電話：0125-68-2112

診療所の診療時間が変わります



4月1日から診療所の診療時間が変わります。

曜日	月	火	水	木	金
診療科目	内科	内科	内科	内科	内科 小児科 皮膚科
診療時間	9時00分～12時30分【最終受付 12時00分】				
	13時30分～16時30分【最終受付 16時00分】				

※土・日・祝日は休診となります

詳細は町公式ホームページをご確認ください。

お問い合わせ 町立診療所 電話：0125-68-2101
住民課生活係 電話：0125-68-2112



(町公式HP)

運転免許証自主返納支援のお知らせです！

浦臼町では、運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を促進し、交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主的に返納した方にタクシー券を進呈する「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施しています。

運転免許証の自主返納は滝川警察署砂川分庁舎または札幌運転免許試験場で手続きができます。運転免許証を自主返納した後に、総務課交通防災係（役場2階）にお越しください。

①まず滝川警察署砂川分庁舎などで手続きを！

運転免許証の自主返納（申請による取り消し）

○申請方法：運転免許証を返納される本人が下記のものを持参のうえ、滝川警察署砂川分庁舎等で手続きしてください。手数料は無料です。

- ・運転免許取消申請書（申請窓口に用意しています）
- ・運転免許証
- ・運転免許証が紛失などでお手元がない人は、申請者本人を確認できる書類など

申請・お問い合わせ 滝川警察署砂川分庁舎交通係 電話：0125-54-0110

②次に役場で申請を！

運転免許証自主返納支援事業

○対象者：申請時に浦臼町に住民登録されている満65歳以上の方で、申請時1年以内にすべての種類の運転免許証を自主返納した方

※自主返納した日から1年以内に申請してください。

※申請は1人1回限りで、代理人でも申請できます。

○支援品：ビジコータクシー（乗り合いタクシー含む）や浦臼町社会福祉協議会の福祉有償運送サービスで利用できる30,000円分のタクシー助成券（申請により3ヶ年度継続）

○申請方法：下記のものを持参のうえ、総務課交通防災係（役場2階）までお越しください。

- ・公安委員会が交付する「申請による運転免許の取消通知書」
- ・印鑑

申請・お問い合わせ 総務課交通防災係 電話：0125-68-2111

《有効期限切れによる失効は対象となりませんのでご注意ください》